

## 第4回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和2年10月13日（火）13時30分から15時15分

2 開催場所 大津市役所 新館7階特別会議室

3 出席委員（16名）

1番	高谷	久美子	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
18番	浅野	美江	委員

4 欠席委員（2名）

2番	宇野	幸太郎	委員
17番	槌田	昌子	委員

5 説明員（0名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画について

議案第14号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和2年度の目標

- 及びその達成に向けた活動計画」について
- 議案第15号 大津市職員等の公正な職務の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第19号 農業者等との意見交換会について

## 8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査、主査

## 9 議事概要

事務局長 それでは、少し定刻前ではございますが、皆さんおそろいいただきましたので、ただいまより第4回の大津市農業委員会の定例総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回もまだ新型コロナウイルス感染予防ということで、3密を避ける形での総会を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、短時間で終わるために、今回も皆様には事前に議案書と併せて質問書を送付させていただいております。今回特に質問はございませんでした。ご協力ありがとうございます。

それでは最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

斉唱につきましては、議席番号順でございますので、本日は議席番号3番の相伴四郎左衛門委員どうぞよろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。お座りください。

本日の総会の進行ですけれども、例によりまして、説明員の関係で一部次第の順序が前後しますが、まず農地係が担当する議案についてご審議をいただき、休憩を挟んで、農業振興係が担当する議案についてのご審議ということで、よろしくお願いいたします。

会議全体の司会進行は、副会長に輪番制でお願いをしております。

なお、議案の審議につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長をお願いいたします。

それでは、本日の司会は、南部選出の副会長をお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、副会長からご挨拶をいただきます。

よろしくお願いいたします。

副会長

皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

心配しておりました台風ですけども、少し変わったコースをたどり、伊豆諸島のほうは大変だったようですけども、近畿地方はそれてくれましたので安堵しております。

秋の刈り入れも一段落して、ほっとされていると思います。今年は気候も不順で、収穫量、品質ともに今一つというように聞いておりますが、皆さんのほうはいかがでしたでしょうか。

それでは、議事に入りますけれども、議事に先立ちまして、本定例総会の成立についてご報告申し上げます。

本日は、槌田昌子委員、宇野幸太郎委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席者は16名ということでございますので、在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事進行につきましては、会長のほうでよろしく申し上げます。

議長

それでは、日程に従い、始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言は、ご意見に限って、簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録の整理のために、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

それから、いつものことですが、携帯電話につきましては、電源を切るか、もしくはマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

では、議事が円滑に進行しますように、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

8番 西村 博 委員

9番 森元 直紀 委員

よろしくようお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地につい

て権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の荒川につきましては、私が地元委員ですので、意見を述べさせていただきます。着席のままでお話しさせていただきます。

No.1の件は、私と、それから地元委員と、設計事務所の〇〇さんと3人で立会いをしてまいりました。

この土地につきましては、もともとの地図で見ますと、欠けたように描かれている狭いところがあります。この狭いところを現在も使っております。その周りが今回申請のあった分で、このものも合わせて、ほかにも利用権の設定を全部するわけですが、要するに〇〇さん、この方が譲受人です。それから、譲渡人はお兄さんで、贈与という形で今回申請して、新たに譲受人がその後、農業するというところで、いろいろ水利とか見てまいりましたけれども、何ら問題になることはないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、No.2の伊香立北在地町につきましては、地元委員よりご意見お願いいたします。

委員           この3条申請でございますけれども、前回（7月）親戚の〇〇さんと奥さんの〇〇さんが3条許可申請されておりました、前回（7月）にはそれで許可が下りていましたが、法務局が〇〇さんの名前でないといけないということで、もう一回〇〇さんから申請を出し直されたわけでございます。それで、10月11日に推進委員2名と〇〇さん本人と立会いのもと、これだけのところを見てまいりまして、田んぼの草もきれいに刈られておりましたので、何ら問題はないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長           ありがとうございます。

続きまして、No.3の真野普門一丁目につきましては、地元委員よりご意見お願いいたします。

委員           この真野普門一丁目の土地ですけれども、現在譲受人が既に畑として耕作しておられます。登記簿上、山林になってはいますが、現況は畑です。今回、譲渡人から、この名義を変えるときに地目を畑にし、これから畑を続けていくということですので、何ら問題ないと思っておりますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長           ありがとうございました。

続きまして、No.4の大石龍門一丁目の件につきましては、地元委員よりご意見お願いいたします。

委員           今回の3条申請、No.4に関しては、10月8日12時30分より、私、農業委

員、推進委員、譲渡人、譲受人、大石龍門農業組合長を含めて、5名で立会いをさせていただきました。

譲渡人は、高齢で住まいは山科にあり、耕作困難です。ということから、たまたま譲受人と、話ができたということです。大石龍門農業組合長とも立会を行いました。場所につきましては8ページに掲げてある部分で、計6筆です。

そこで、譲渡人より、譲受人が引き続き営農をする、田んぼを耕すということを知っています。全面積は3,191㎡。現在、譲受人はトラクター等農機具についてはお持ちですが、田植機だけがまだなく、早々に購入されて、来年ぐらいから田んぼをそのままやっていくようです。

そして、譲受人は違う職業、いわゆるソーラー関係の仕事もされているのですが、今回3条許可申請された関係上、3年3作については必ず守っていただけるよう申し添えております。

また、転用する場合には必ず5条許可申請していただきたいと、できるだけ長く農作業を行っていただきたいということで、ご了解をいただきます。

水利については、水利組合にも話をされて、現在の水量で十分賄えるということで、問題はないかと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.5の大萱五丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

本件につきまして、10月4日に面談及び現地確認を行いました。一緒に地元の推進委員とともに面談いたしました。

結果、営農の実態については、52歳の譲受人が主体的に耕作、保全をしております。ですから、本件は実態に即した格好に持っていくということになります。

なお、現地については、添付されている9月の写真等よりも、利用されていて、きれいになっていました。ですから、この辺については問題ないかと思われま。

そして、この位置図にもあります隣接の空白の部分、これについては、今回は出ていませんが、大規模宅地開発予定地になっております。それに隣接している。ですから、遠からず本土地も宅地化されるのではないかということが推測されるころではあります。

以上、報告とします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、議案第10号の5件につきまして何かご意見ありましたらお願いいたします。ご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長           では、ご質問がないようですので、お諮りします。  
                  ただ、先に事務局から説明がありましたとおり、No.1の荒川につきましては後ほど審議いたします。議案第13号 農用地利用集積計画についての採決の後でお諮りいたします。  
                  それでは、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

                  <採 決>

議 長           挙手全員により、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。  
                  続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

                  <採 決>

議 長           挙手全員により、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。  
                  続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

                  <採 決>

議 長           挙手全員により、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。  
                  続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

                  <採 決>

議 長           挙手全員により、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。  
                  続きまして、議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。  
                  事務局の説明を求めます。

                  <事務局、資料に基づき説明>

議 長           説明が終わりましたので、去る9月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見ました審査状況について、一日

立会委員からご報告お願いいたします。

委員 報告申し上げます。

当日、地元農業委員及び地元推進委員にご同行いただきまして、事務局と合わせて確認をいたしましたところ、この土地は、建屋がある状態では許可は下りないというような話が出ておりましたが、現在は宅地として許可は十分できる状況になっておりました。今回この第4条の申請につきましては妥当であると拝察いたしました。

以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

No.1の真野普門一丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 事務局、また一日立会委員から説明がありましたように、私から言うことはほとんどないですけれども、現状としても建物は全部撤去されて、まだきれいに更地にはなっていないが、砂利等を入れて車を置けるようにしますと当人が言っていましたので、別段問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る9月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお伺いします。

委 員 説明申し上げます。

まず、No.1〇〇自治会用地への転用について、9月25日、雨天でしたが、地元農業委員、推進委員に現地立会い、また設計事務所の担当者にも同席をいただき確認しました。

農地がもう荒れ地になっているわけですが、実際にこういう転用ということになってきた場合における二次的な問題点の発生を防止する見地から、擁壁等の立ち上げをされるわけですが、その高さ制限における内容についても、隣地の農地のほうに影響がないように、万全を期して施工等するように指導を進めました。

以上、取扱いにつきまして、水路等については何ら問題ございませんので、ご審議を賜りたいと思います。これが1点目。

次に、No.2仰木三丁目の現地確認でございますが、当日は地元農業委員、推進委員と現地確認をしました。その際、敷地の確認がはっきりできるような形での設置、使用ということをお願いいたしまして、水利につきましては何ら問題ないように確認をいたしました。これがNo.2でございます。

次に、No.3でございます。大石小田原町の〇〇による一時転用でございます。これにつきましても、地元農業委員、推進委員にお立会いをいただき、確認をいたしましたところ、借地で使用されますが、ただ、問題点は、あくまでもその後の話ということになります。といいますのは、この施工等をされる際に、1日300台ほどのダンプカーがその地域を走り回るといようなことで、地域住民が、一時転用に本当の承認をしているのかということが一番心配でございました。それにつきましては、地域住民の方の了解を取ることと併せて、されるというように伺いました。その点重々確認をいただくような形で、中身の内容につきましては問題がないように思います。

以上、報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

No.1の北小松につきまして、地元委員、ご意見をお願いいたします。

委 員 まずもって、一日立会委員と同行委員には大変ご苦労さまでございました、雨の中、ありがとうございます。

この件については〇〇自治会館の建設用地で、先程も一日立会委員もおっしゃったように、近隣農地の耕作については問題ない。また、同行委員から当日ご指摘がありましたけども、ごみが駐車場から飛んでくるなど、そういう問題等も十分気をつけていただきたいというような注文も、自治会も了承



して対応してくれるものと思いますので、どうかよろしくご審議いただきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の仰木三丁目につきまして、地元委員、ご意見お願いします。

委 員

25日に、一日立会委員、同行委員、地元推進委員とともに現地に行ってみました。大雨の中、この資料をご覧のとおり、1筆の土地のまわりいろいろな方々の土地が非常に入り組んで、最初分からなかったところを家屋調査士に全部測量していただいて、現地のほうを確認してまいりました。

隣接の所有者の承認も得られておりますし、従来から住んでおられます譲受人の横で自家菜園として現在も作っておられるところを今回購入されて、そこを自営業で営んでらっしゃる露天資材置場にしたいということです。何ら問題ないかと思われまますので、皆さんどうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.3の大石小田原町他につきまして、地元委員、ご意見お願いします。

委 員

9月25日、立会いを一緒にさせていただきました。

先ほど一日立会委員からもお話がありましたように、6車線化に伴う工事車両は相当増えることから、住宅地内の道路、県道を使わないほうが良いという判断で、専用道路として、土砂の運搬を行うという形で設定されており、一部田の部分が引っかかる場所がありますが、そこについても十分配慮した上で設置するということでしたので、特に問題はないと思います。よろしく審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見ございましたらお願いいたします。

委 員

No.1の〇〇自治会館の件について、譲受人が、〇〇自治会会長〇〇さんになっておりますけれども、これは法人格を持った自治会ということですね。

事務局

お手元の資料の22ページ及び23ページ、こちらをご覧いただければと思います。

22ページは認可書、〇〇自治会会長〇〇宛てに大津市長、当時越直美市長が地縁による団体の認可をいたしまして、このように表示がございます。さ

らに、地縁団体代表、大津市として、こういった内容がございます。実は法人の場合は、定款でしたり法人登記簿謄本の添付を提出してございます。それに代えて、公的な証明としましては、この2つの提出がございまして、法人としての登記、認可といたしますか、そういったものがこの2つに相当するということを確認をしております。

以上、事務局からの説明でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 ほかに何かご意見はございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 では、ご意見ございませんようですので、決を採りたいと思います。No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。  
それでは続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。  
農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見があればお伺いします。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第13号 農用地利用集積計画については妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。

それでは、先ほど採決を保留しておりました議案第10号のNo.1についてお諮りいたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

ここで一旦議案の審査を終了します。

司会を副会長に交代させていただきます。

よろしく申し上げます。

副会長 それでは続きまして、報告案件です。

報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

副会長 ありがとうございます。

以上をもちまして報告案件を終了します。

そのほか、本日これはということが特にありましたらお願いします。

(なしの声)

副会長 ないようでしたら、ここで、これをもちまして農地系の案件を終了いたし

ます。

(休 憩)

議 長

それでは、再開します。

後半の議案につきましても、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いいたしたいと存じます。

議案第14号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

ただ今の説明について、ご意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第14号につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

全員挙手により、議案第14号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については、決定することといたします。

なお、内容については、ホームページ等で公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

ただ今の説明について、ご意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第15号につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第15号 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について可決し、10月14日付けで公布いたします。  
以上をもちまして、議案の審査を終了します。  
司会を副会長に交代させていただきます。

( 司会を副会長へ交代 )

副会長 次に報告第19号、農業者等との意見交換会について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

副会長 それでは、次にその他の事項に移ります。  
まず、会長より報告事項がございます。会長よろしくお願ひいたします。

会 長 お疲れのところとは存じますが、少しお時間をいただき、みなさんに3点、報告をいたします。

<会長、報告>

副会長 ありがとうございます。  
続きまして、事務局からその他報告をお願いします。

<事務局、報告>

副会長 ありがとうございます。  
以上を持ちまして第4回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

## 議事録署名委員

議長（橋本 正和 委員） 印

委員（西村 博 委員） 印

委員（森元 直紀 委員） 印